

京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第182号

京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部を改正する規則

京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条中「第26条」を「第27条」に、「管理受託者（条例第27条の規定に基づき洛西ふれあいの里の管理の委託を受けた団体をいう。）」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第22条第1項」を「第23条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「第21条ただし書」を「第22条ただし書」に改め、「の各号」を削り、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条中「市長」を「指定管理者」に、「第1条」を「第2条」に改め、同条を第4条とする。

第2条を第3条とする。

第1条中「京都市洛西ふれあいの里条例（以下「」及び「」という。）」を削り、「第19条」を「第20条」に、「市長が」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が」に、「市長に」を「指定管理者に」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金）

第1条 京都市洛西ふれあいの里条例（以下「条例」という。）第6条第2項第2号に規定する別に定める額は、身体障害者福祉法施行令第17条の5第1項に規定す

る食費等の基準費用額に相当する額とする。

2 条例第13条第2項第2号に規定する別に定める額は、知的障害者福祉法施行令第7条の5第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額とする。

別記様式中「第1条関係」を「第2条関係」に改め、同様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第19条」を「第20条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)